

石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第27号)

目 次

条 例	規 則
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 1	○石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (税務課) 5

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十九号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「第七十二条の二十五第三項若しくは第五項(これらの規定を)」を「第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第二項及び法第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五項(に、「及び法第七十二条の二十九第二項」を「並びに法第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第百三十二条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に改め、同条第五号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項」に改める。

附則第五条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十二条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を、「掲げる軽油自動車」の下に「(法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十三条において同じ。)」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十二条の十第二項を削る。

附則第十三条第一項中「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。第三項第二号」に、「除く。以下」を「除く。同条において」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車(以下この条」を「ガソリン自動車(第三項第四号及び第四項第一号」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車(以下この条」を「石油ガス自動車(第三項第五号及び第四項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「(自家用乗用車等を除く。)」及び「当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別制に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法

第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で省令で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」

という。)に改め、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法第四百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「法第四百四十九条第一項第四号イ(2)」を「同条第一項第四号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「法第四百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	一万五五百円	五千五百円
	一万三千六百円	六千円
	一万七千二百円	七千円
	四万七百円	一万五五百円
第一項第一号ロ	一万五千円	六千五百円
	三万五千円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
	八万七千円	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
	第一項第二号ロ	八千円
一万千五百円		三千円
一万六千円		四千円

	一万五五百円	五千五百円
	一万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百元
第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二百円	三千円
	一万六百元	五千五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千円
	一万二千五百円	六千円
	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円
第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第一項第五号イ	一万七千六百円	四千五百円
	一万三千六百円	六千円
第一項第五号ニ	一万円	五千円
	一万四千四百円	六千五百円
	一万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四五百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千円
第一項第五号ホ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円

第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円
第三項	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円

附則第十三条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「第四百四十四条の五第一項」を「第四百四十四条の五第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百万円	二万五百万円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第十三条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「第三項から前項まで」を「第三項又は前項」に、「附則第十三条第三項から第七項まで」を「附則第十三条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十四条第一項中「前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条において「自家用乗用車等」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- この条例による改正後の石川県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例附則第十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十二号

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を削る。

第十六条の三中「第十六条第二項」を「第十六条」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第一号中「方法」の下に「(第十三条第四号に規定する納付書又は納入書であつて個々の納付又は納入を識別するために知事が割り当てた符号が記載されているものに現金を添えて納付し、又は納入する方法及び前号に掲げる方法を除く。)」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第七百四十七条の七の規定により法第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者に納付又は納入を委託する方法

第十七条第四項中「第十六条第二項及び」を削る。

附則第五項を削る。

附則第六項中「附則第十一条の四第五項及び第七項」を「附則第十一条の四第三項及び第五項」に、「第七十三条の二十五第二項」を「第七十三条の二十五第一項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項を附則第七項とする。

別記第三号様式を次のように改める。

別記第3号様式 削除

別記第四号様式中「(附則第6項関係)」を「(附則第5項関係)」に改める。

第五号様式(その十)中

更正前	土地				
	家屋				
	税額				
更正後	土地				
	家屋				
	税額				
共同取得者					

を

更 正 後	土 地				
	家 屋				
	税 額				
更 正 前	土 地				
	家 屋				
	税 額				
差引不足額					
共同取得者					

に改める。

第 4 号様式 (その 11) を次のように改める。

第 8 号様式 (その 2 の 2)

石川県 領収済通知書

加入者名	口座番号	金額	納付区分
取納機 器番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
調定年度	税目	登録 番号	税 務所
年度別	申告 区分		

石川県様式ID [035] CD

本 税 過少申告加算金 不正申告加算金 重加算金

延滞金	円	納 額	領 取 日 付 印
合計	円		
納 税 者 氏 名	様		
C Y S 納 期			(石川県/コンビニ本部控)

上記のとおり領収しましたので通知します。
石川県総務部庶務課出納員 様

参考 この様式は、必要に応じ、所要の補正をすることができます。

取りまよめ店

石川県 納付 (納入) 書兼 証

加入者名	口座番号
調定年度	
税目	
納付番号	
金額	
延滞金	
合計	
課税事務所	
登録番号	
年度期別	
申告決定区分	
納 税 者 氏 名	様

領 取 日 付 印

(取りまよめ金額欄/コンビニ印刷)

納税者控 石川県 領収証書

様

調定年度	税目	登録番号	納 期 限	領 取 日 付 印
申告決定区分			延長納期限	
摘要			指定納期限	
徴収金区分	金額 (円)		徴収猶予期限	
			延滞金 期間至	
合 計			納付納入予定日	

(納税者保管/収入印紙不要)



石川県の税務事務を定めるものとする。
第三十二号の二様式

法人県民税 法人事業税 申告期限延長処分等（承認等）通知書 特別法人事業税	
知 事 様 次のとおり通知します。	第 号 年 月 日 石川県 事務所長 印
法人名	
法人番号	
主たる事務所等 所在地	
適用条文、申告 期限及び処分等 の 区 分	第53条第61項 第72条の25第2項 第72条の25第3項 第72条の25第4項 の規定により 第72条の25第5項 第72条の25第6項 第72条の25第7項 第72条の25第16項 年 月 日から 月間延長・変更 の事業年度分から 年 月 日まで 取りやめ、取消し 年 月 日から の事業年度分 年 月 日指定 年 月 日まで
摘 要	

第六十一号の三様式(中)

主たる事務所等 所在地	
資本金の額又は 出資金の額	
資本金等の額	
申告期限及び 処分等の区分	年 月 日から 月間延長・変更 年 月 日まで の事業年度分から ・取りやめ・取消し
摘 要	

を

主たる事務所等 所在地	
申告期限及び 処分等の区分	年 月 日から 月間延長・変更 年 月 日まで の事業年度分から ・取りやめ・取消し
摘 要	

に改める。

第六十八号の三様式(その一)中

音声機能障害 ^{はい} (頸部に気管孔を設け呼吸するものに限る。〈咽頭摘出等〉)	4-3				
---	-----	--	--	--	--

を

音声機能障害 ^{はい} (頸部に気管孔を設け呼吸するものに限る。〈咽頭摘出等〉)	4-3				
---	-----	--	--	--	--

に改める。

第六十九号の四様式(その一)(表)中「、領収印」を「、までの領収印」に改める。

(石川県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 石川県税条例施行規則の一部を改正する規則(令和四年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項の改正規定を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

